

## 芦屋市介護保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,880円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,080円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,320円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,280円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>65,880円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>72,360円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,480円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>33,480円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,720円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>61,080円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>67,080円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>125万円</u>未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イ、<u>第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ</u>に該当する者を除く。)</p>

改正案	現 行
<p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,320円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,760円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>99,120円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p>	<p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76,320円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>125万円以上190万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第8号イ若しくは第9号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>91,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が190万円以上<u>400万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは<u>第9号イ</u>に該当する者を除く。）</p>

改正案	現 行
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>115,200円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>123,120円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が600万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>123,480円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>131,760円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>106,800円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が400万円以上600万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>114,480円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が600万円以上1,000万円未満であって、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p>

改正案	現 行
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>135,000円</u></p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 （省略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）</u></p> <p>第8条 <u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）</u> 附則第14条第1項の規定に基づき、</p>	<p>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>122,160円</u></p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 （省略）</p>

改正案	現 行
<p><u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。</u></p> <p>2 <u>医療介護総合確保推進法附則第14条第3項の規定に基づき、法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。</u></p> <p>3 <u>医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。</u></p>	